



## 滋賀県政世論調査 ～ご協力のお願い～

日頃から滋賀県政へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

県では、県民の皆様の思いやニーズをしっかりと受け止め、県政に活かしていくため、毎年「県政世論調査」を実施しています。

いただいたご意見等は、「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向け、県政推進のための大切な基礎資料としてまいりますので、ぜひ皆様のお声をお聴かせくださいますようお願いいたします。

令和元年（2019年）6月

滋賀県知事

三浦 大造



### ご回答にあたってのお願い

#### ● 令和元年 月 日 ( ) までにご回答をお願いします。

○県では、毎年、無作為に選ばせていただいた県内にお住まいの18歳以上の方3,000人を対象に「滋賀県政世論調査」を実施しています。

○この調査は個人を対象にしていますので、お送りした封筒に書かれているあて名の方ご自身がご回答ください。（ご本人によるご回答が困難な場合には、ご家族等の方がご本人から聞き取って代筆、入力をお願いします。）

○この調査の回答は無記名でお願いしております。回答された内容は統計的に処理しますので、内容が外部にもれたりしてご迷惑をおかけすることは決してございません。安心してご回答ください。

どちらかを選び  
ご回答ください。

#### インターネットでお答えいただく方

・同封の操作案内をお読みください。  
※郵送によりご回答いただく方はお読みいただく必要はありません。

インターネット回答用  
利用者情報

利用者ID：  
パスワード：

※ 利用者情報は個人を特定するものではありません。  
※ 汚したり、はがさないでください。  
※ 利用者情報は配布されたご本人のみご利用ください。  
※ 利用者情報は再発行いたしません。

#### 調査票の郵送によりお答えいただく方

次のページからご記入ください。

- 回答は問1から順に、質問ごとに用意した答えの中から、あなたのお考えに近いものの番号に○印をつけてください。
- ご記入いただいた調査票は、三つ折りにして同封の返信用封筒に入れて、郵便ポストへご投函ください。

※お名前のご記入は不要です。

滋賀県政世論調査に関する問い合わせ先

滋賀県 知事公室 広報課 県民の声係 電話 077-528-3046（直通） ファックス 077-528-4804

■ おたずねした結果を統計的に分析するため、あなたご自身のことについて教えてください。

問 1 あなたの性別を教えてください。(○は1つだけ)

- |     |     |          |
|-----|-----|----------|
| 1 男 | 2 女 | 3 答えたくない |
|-----|-----|----------|

問 2 あなたの年齢は、満でおいくつですか。(○は1つだけ)

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 18～19 歳 | 2 20～34 歳 | 3 35～49 歳 |
| 4 50～64 歳 | 5 65～74 歳 | 6 75 歳以上  |

問 3 あなたのお住まいの地域はどちらですか。(○は1つだけ)

- |                              |
|------------------------------|
| 1 大津地域 (大津市)                 |
| 2 湖南地域 (草津市、守山市、栗東市、野洲市)     |
| 3 甲賀地域 (甲賀市、湖南市)             |
| 4 東近江地域 (近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町) |
| 5 湖東地域 (彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町) |
| 6 湖北地域 (長浜市、米原市)             |
| 7 湖西地域 (高島市)                 |

問 4 あなたのご職業は何ですか。(○は1つだけ)

- |                |           |      |
|----------------|-----------|------|
| 1 農林漁業         | 2 自営業・自由業 | 3 常勤 |
| 4 パート・アルバイト・派遣 | 5 その他の職業  | 6 学生 |
| 7 家事専業         | 8 無職      |      |

付問 1 問 4 で「1～6」のいずれかを回答された方におたずねします。

あなたの主な勤務地 (通学地) はどちらですか。(○は1つだけ)

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| 1 自宅               | 2 今住んでいる市町 |
| 3 今住んでいる市町以外の県内の市町 | 4 県外       |

問 5 あなたは、滋賀県で生まれてずっと滋賀県にお住まいですか。(○は1つだけ)

- |                          |
|--------------------------|
| 1 生まれてからずっと滋賀県に住んでいる     |
| 2 滋賀県で生まれて、県外に転出後、再び転入した |
| 3 県外で生まれて滋賀県へ転入した        |

付問 1 問 5 で「2」または「3」と回答された方におたずねします。

滋賀県に転入後、何年ぐらいになりますか。(○は1つだけ)

- |        |              |         |
|--------|--------------|---------|
| 1 3年未満 | 2 3年以上～10年未満 | 3 10年以上 |
|--------|--------------|---------|

### 3 障害福祉についておたずねします。

問 17 あなたは、下にあげる用語について知っていますか。ア～キのそれぞれの項目について、右の欄の 1～3 の中から当てはまるものを選んでください。(〇はそれぞれ1つつ)

		1 内容も含めて知っている	2 内容は知らないが聞いたことはある	3 知らない (このアンケートで初めて知った)
ア	障害者権利条約	1	2	3
イ	障害者差別解消法	1	2	3
ウ	合理的配慮	1	2	3
エ	障害の社会モデル	1	2	3
オ	成年後見制度	1	2	3
カ	ヘルプマーク	1	2	3
キ	インクルーシブ教育	1	2	3

問 18 障害のある方が地域で暮らすことについて、どのようなことが課題になると考えますか。(〇は2つまで)

- 1 住まいの場の確保
- 2 地域住民の理解
- 3 困ったときに相談できる機関
- 4 食事、お風呂、トイレなどの身体介護
- 5 急に病気になったとき、対応してくれる医療機関
- 6 年金や手当の充実
- 7 体調の管理や病院への通院
- 8 施設、交通機関や情報のバリアフリー
- 9 災害時の対応
- 10 その他 (具体的に： )

問 19 あなたは、障害のある方の権利擁護 (差別や虐待の防止など) について、行政はどのようなことに特に力を入れるべきだと考えますか。(〇は2つまで)

- 1 障害や障害者について県民や企業等が理解を深めるための啓発活動
- 2 障害者差別や虐待についての相談窓口の充実
- 3 障害者差別や虐待を未然に防止するための支援者等関係者への指導・支援
- 4 障害者虐待の早期発見と早期対応
- 5 成年後見制度 (※) についての相談窓口や啓発活動の充実
- 6 障害のある人となない人が子どもの時から共に過ごせる場や機会の充実
- 7 その他 (具体的に： )

※成年後見制度

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力に不安がある方に対して、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

家庭裁判所に選任された成年後見人・保佐人等が、本人に代わって財産管理などを行います。

問 20 東日本大震災や熊本地震のような災害に備えるため、障害のある方の防災対策として何が必要だと考えますか（〇は2つまで）

- 1 障害のある方の避難訓練や自主防災組織への参加
- 2 障害の特性にあった避難所の確保、避難所における支援
- 3 地域内での災害時に支援を必要とする方の把握
- 4 障害のある方が必要とする物資の備蓄
- 5 災害時における障害のある方の避難体制の整備
- 6 障害に配慮した、災害時における情報提供の充実
- 7 その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )

問 21 障害のある人もない人も、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、どのような取組が必要だと考えますか。（〇は2つまで）

- 1 地域で生活するためのグループホーム整備など住まいの確保
- 2 障害のある方がいつでも安心して相談できる仕組みづくり
- 3 ショートステイやホームヘルプなど在宅福祉サービスの充実
- 4 障害のある人に関わる保健・医療施策の推進
- 5 障害の有無に関わらず共に学ぶ教育環境の充実
- 6 障害のある方の働く場の拡充
- 7 障害者スポーツ・文化活動の振興
- 8 障害のある方の意思疎通支援や情報コミュニケーション手段の充実
- 9 誰にとっても暮らしやすいバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進
- 10 防災対策の充実
- 11 障害のある方に対する県民の理解の促進
- 12 障害のある方の権利擁護の推進
- 13 福祉に関わる人材の養成・確保
- 14 その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )